

**「果物の食習慣づくり」に係る県民イベント実施業務
に関する質問への回答**

【質問 1】

1 1月5日がイベントの当日とのことだが、前日4日からの搬入は可能か。

【回答 1】

使用予定の会場について、前日20時まで予約が入っているため、搬入不可。当日は8時30分からの搬入が可能。

【質問 2】

表彰式のアテンド（賞状の受け渡し等）の分担はどうなるか。

【回答 2】

表彰式の賞状の受け渡し等は県で行う。司会は委託業務において手配することとする。

【質問 3】

りんご勲章を受章された方の展示についてどう考えているのか。

【回答 3】

受章者の決定が10月下旬になる見込みのため、受章者に関する展示やパネルの準備は県で行う。委託業務においては、展示（イベント）会場内に受章者コーナーとしてブースのみを確保することとする。